

奥多摩町「地域おこし協力隊 隊員」募集要項

1 奥多摩町について

「巨樹と清流のまち」奥多摩町は、東京都の最北西端に位置し、全域が秩父多摩甲斐国立公園に含まれ、東京の奥座敷として多くの方に親しまれています。

東京都の最高峰の雲取山（標高2,017m）を頂点として四方を山々に囲まれ、町の中心には多摩川が西から東へと貫流している緑豊かな水源の町です。

その中で、都民の水がめである奥多摩湖は東京都の貴重な水源として、小河内地区にある、町の観光スポットです。この奥多摩湖周辺は、四季を通じて美しい風景が楽しめ、多くの観光客が訪れています。

しかしながら、この奥多摩湖のある小河内地区は、奥多摩町の中でも特に過疎化による少子高齢化が進んでおり、空き家も増え、地域のコミュニティが希薄になり、古くからある郷土芸能などの存続も危ぶまれてきていることから、地域活力の向上のために、町をあげての少子高齢化対策が必要となっています。

このようなことから、奥多摩町では小河内地区のコミュニティの活力を取り戻すために、地域おこし協力隊制度を積極的に活用し、新たな発想・視点で、この自然豊かな奥多摩町小河内地区の地域づくりに取り組んでいただける意欲を持った方を次のとおり「奥多摩町地域おこし協力隊員」として募集します。

2 募集人員 1名

3 活動内容

・ 小河内地区の振興に関すること

奥多摩町では、一般財団法人小河内振興財団（注1）と連携した小河内地区の各種地域振興施策を展開しています。今回募集する地域おこし協力隊員には、一般財団法人小河内振興財団と連携し、小河内地区の振興につながる次の①から⑦の業務の一部を行っていただきます。

- ① 新たな販路開拓を含めた鶴の湯温泉の活用
- ② 峰谷川溪流釣場の運営・管理業務の補助及び奥多摩やまめの加工販売の推進
- ③ わらび等栽培地の管理と販路の構築
- ④ シカ肉やシカ角等捕獲したシカの活用、販売の推進
- ⑤ その他、小河内振興財団で実施している事業を通して、小河内地区の観光振興の支援、特産品の開発など、地域おこしに関する業務
- ⑥ その他、地域おこしに必要な業務
- ⑦ SNS等での活動内容等の発信

(注1) 一般財団法人小河内振興財団は、奥多摩町が出資金の全額を出資し設立した出捐団体であり、国、東京都、奥多摩町が行う地域振興事業に協力し、奥多摩湖周辺の自然保護、水源保全を行い、地域の振興と住民の福祉の向上を目的としています。

4 募集対象

- ・ 次の条件をすべて満たす方とします。
 - (1) 平成30年4月1日現在で、年齢が22歳以上40歳以下の方（性別は問いません）
※家族での移住も可能（家族の方大歓迎）
 - (2) 申し込み時点で3大都市圏をはじめとする都市地域（過疎、山村、離島、半島の地域に該当しない市町村）に在住し委嘱後、奥多摩町に住民票を移し居住できる方
 - (3) 過去に奥多摩町の区域内に住所を定めたことのない方
 - (4) 心身ともに健康で誠実に勤務できる方
 - (5) 地域の活性化に意欲があり、地域住民と協調して、積極的に地域活動に取り組むことができる方
 - (6) 地域おこし協力隊として活動期間終了後に奥多摩町に定住し、起業、就業しようとする意欲のある方
 - (7) 普通自動車運転免許証を所持し、実際に運転できる方
 - (8) パソコンの操作ができる方（ワード・エクセル、メールなど）
 - (9) 活動に関して町の条例及び規則を遵守し、職務命令等に従うことができる方
 - (10) 地方公務員法第16条に該当する欠格事項に該当しない方

5 勤務地

- ・ 一般財団法人小河内振興財団事務所（東京都西多摩郡奥多摩町留浦 1237 番地）及び奥多摩町全域

6 雇用形態及び期間

- (1) 地域おこし協力隊員（奥多摩町の非常勤の特別職員）として奥多摩町長が委嘱します。
- (2) 委嘱期間は委嘱の日から平成31年3月31日まで。委嘱期間は1年度ごとの更新で、最長3年度までとなります。（最長平成33年3月31日まで）

7 採用予定日

- ・平成30年7月1日（相談可能）

8 勤務日数及び勤務時間

- (1) 勤務日数 原則、月20日以上（週5日勤務）
ただし、業務によっては、土・日・祝日に勤務の場合があります。
- (2) 勤務時間 原則、午前8時30分から午後5時15分まで
1日、実働7時間45分、休憩1時間
ただし、夜間、土、日等の勤務は週勤務時間内で調整します。

9 報酬等

- (1) 月額 208,000円 社会保険等（健康保険・厚生年金・雇用保険）に加入します。
- (2) 時間外手当、賞与、その他手当等は支給しません。
- (3) 活動に必要な自動車及び備品（パソコン）等は無償貸与します。
- (4) 活動に要する経費は、予算の範囲内で町が負担します。
- (5) 休暇日で業務に支障がない場合は、兼業を認める場合があります。

10 住居

- ・委嘱期間中の住居は、勤務地付近（東京都西多摩郡奥多摩町留浦 1214-8）に奥多摩町が用意して、無償で貸与します。ただし、転居にかかる費用や生活備品、光熱水費等、その他経費は個人負担となります。

※ 勤務地となる小河内地区は、公共交通機関の利用が限られているため、日常生活の移動手段として自家用車等は必要不可欠ですので、自家用車等の持ち込みをお勧めいたします。（活動のために貸与する自動車の私用での利用はできません。）

11 応募手続き

- (1) 応募受付期間

平成30年4月15日（日）から平成30年5月7日（月）午後5時必着

※ 下記（2）の提出書類を奥多摩町企画財政課に郵送又は持参してください。提出された書類は返却しません。なお、提出された書類の個人情報については、本募集のみに使用し、その他の用途には使用しません。

(2) 提出書類

- ① 応募用紙（奥多摩町のホームページからダウンロードしてください。）
- ② 履歴書（市販のもので可。直筆、写真添付のこと）
- ③ 現住所地の住民票（応募者本人のみ）
- ④ 自動車運転免許証の写し
- ⑤ 自己PR文（1, 200字程度、A4サイズで任意の用紙）
志望動機や意気込み、自分の経験から地域おこし活動にその能力をどう活かすかなどを含めて作成し提出してください。

※ 応募に係る費用は、応募者の負担となります。

1.2 審査方法

(1) 第1次選考【書類】

書類選考の上、平成30年5月中旬までに結果を応募者全員に文書等で通知します。

(2) 第2次選考【面接】

第1次選考合格者については、奥多摩町役場にて面接による2次選考を実施します。日時等は別途合格者にお知らせします。

※ 面接会場までの交通費等は、応募者の負担となります。

(3) 最終選考結果の通知

平成30年6月上旬に文書で通知いたします。

1.3 その他

- ・ 原則として、住居のある地区の自治会、消防団へ加入すること。

1.4 申込み・問い合わせ先

〒198-0212

東京都西多摩郡奥多摩町氷川215番地6 奥多摩町役場企画財政課

電話 0428-83-2360 FAX 0428-83-2344

E-mail kikaku@town.okutama.tokyo.jp

ホームページ <http://www.town.okutama.tokyo.jp/>